

# 現状変更 届出・助成

## 現状変更等

### 「現状変更」と「保存に影響を及ぼす行為」の制限

重要文化財の所有者等は、重要文化財の現状を変更したり、建造物の保存に影響を及ぼす行為をしようとする際は、文化庁長官の許可を受けなければなりません(法第43条)。

	●現状変更行為	●保存に影響を及ぼす行為
許可を受けて行う行為	<p>許可が必要な現状変更は、1)保存修理に伴う復元的行為、2)保存管理上の行為、3)活用のための行為があります。</p> <p><b>1)保存修理に伴う復元的行為</b> 保存修理にともない、文化財建造物を建立当初の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復元することがあります。どのような復元方針とするかは、文化財的な価値、保存上の理由、復元の根拠などから総合的に判断する必要があります。</p>  <p>●復元の事例 新高寺講堂 (重文・千葉県)</p>  <p><b>2)保存管理上の行為</b> 保存管理上の措置には、地上げや移築、構造補強などがあげられます。構造補強は、本来の構造形式や意匠全体の変更に関わる場合や恒久的な補強を行う場合に、現状変更の許可を要します。</p>  <p>●構造補強の事例 (バットレス付加) 山形県旧農会講堂 (重文・山形県)</p> <p><b>3)活用のための行為</b> 活用のために必要な現状変更をどこまで許容するかは、建造物の特性や、文化財的な価値の所在などを考慮し、個別に判断されます。</p>  <p>●活用上の変更の事例 (活用にともなう身障者用エレベーターの設置に伴い、壁に開口部を設ける) 横浜市開港記念会館 (重文・神奈川県)</p>	<p>「保存に影響を及ぼす行為」とは、物件の形状に直接的物理的変化を生ずるものではないが、材質などに化学変化を起こし、又は経年変化を促進させるなど保存上何らかの影響を与える行為を指します。このうち、許可を受ける必要がある行為としては、以下のようない例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建造物隣接地又は直下における大規模な掘削</li> <li>●その建造物が本来想定していない重量物の搬入</li> </ul>
許可を要しない行為	<p>以下の「維持の措置の範囲」の行為については、許可申請の必要はありません(ただし修理届は必要です)。</p> <p>①維持修理 文化財がき損しているときに、同材種、同技法による原状への回復。→たとえば、屋根の葺替、障子の張替、床板、壁材の取替など。</p> <p>②応急修理 き損や災害などに伴う応急的な修理。→たとえば壁が脱落した際の板張り養生など。</p>	<p>保存に影響を及ぼす行為のうち、文化財を損ねるおそれなく、その影響が軽微なものについては許可を受ける必要はありません。その行為としては、以下のようない例があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●居住施設である文化財の内部で日常的に火気を使用する場合</li> <li>●イベント等の一時的な催しのため、文化財の内部や隣接地に仮設物を設ける場合</li> <li>●避雷針や火災報知設備などの設置</li> <li>●仮設的な建具などの設置</li> <li>●建造物の内部に、警備員の詰所や売店等のブースを仮設する場合</li> <li>●電気、給排水、衛生、空調などの設備を更新したり、設置する場合</li> <li>●手摺りやスロープなどを設置する場合</li> </ul>

## 重要文化財に係る届出等

項目	手続者	提出先	手続区分	提出期限
滅失・き損・亡失・盗難	所有者等(※1)	文化庁長官	届出	10日以内
修理届	所有者又は管理団体	文化庁長官	届出	30日以前
修理の終了	修理届出者	文化庁長官	報告	遅滞なく
現状変更又は保存に影響を及ぼす行為	許可申請者	文化庁長官	許可	事前
現状変更等の終了	許可を受けた者	文化庁長官	報告	遅滞なく
所有者の変更	新所有者	文化庁長官	届出	20日以内
管理責任者(※2)の選任・解任	所有者及び管理責任者(連署)	文化庁長官	届出	20日以内
管理責任者の変更	所有者及び新管理責任者(連署)	文化庁長官	届出	20日以内
所有者又は管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者・管理責任者	文化庁長官	届出	20日以内
所在の変更	所有者等	文化庁長官	届出	20日以前
国宝の指定書の交付を受けた場合の重要文化財の指定書の返付	所有者	文部科学大臣	返付	30日以内
指定の解除の場合の指定書の返付	所有者	文部科学大臣	返付	30日以内
有償譲渡	譲り渡そうとする者	文化庁長官	申出	事前
所有者等以外の者による公開	公開の責任者	文化庁長官	許可	事前

※1 所有者、管理責任者又は管理団体 ※2 特別な事情があるときに所有者に代わって管理する責任者

## 重要文化財に係る助成措置

事項	内容		
税制優遇	譲渡所得の非課税 ●個人が重要文化財として指定された建造物(土地を除く)を国・地方公共団体、独立行政法人国立博物館・国立美術館・国立科学博物館に譲渡した場合は非課税となる。	非課税	
	譲渡所得の特別控除等 ●個人または法人が重要文化財として指定された土地を国・地方公共団体、独立行政法人国立博物館・国立科学博物館に譲渡した場合に2000万円の特別控除または損金算入が認められる。	2000万円の特別控除(所得税)、2000万円の損金算入(法人税)	
	相続税の軽減 ●重要文化財として指定されている建造物及びその敷地の相続税について財産評価額を軽減する。	財産評価額の70/100を控除	
	地価税の非課税 (地価税は、平成10年度以降課税停止)	●重要文化財に係る一定の土地等については、地価税が課されない。	非課税
	固定資産税、特別土地保有税、都市計画税の非課税 ●重要文化財として指定された家屋もしくはその敷地については、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税が課されない。	非課税	
補助	修理 ●重要文化財の修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、国が補助金を交付することができる。	補助対象経費の50~85%	
	防災・環境保全 ●重要文化財の防災施設整備、環境保全事業について、所有者又は管理団体に対し、国が補助金を交付することができる。	補助対象経費の50~85%	
	管理費 ●重要文化財の維持管理の万全を期するために、所有者又は管理団体が行う事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業又は地方公共団体が自ら行う事業について、国が補助金を交付することができる。	補助対象経費の1/2	
その他	指定寄付金 ●個人又は法人が、国指定文化財を所有又は管理する公益法人(宗教法人を含む。)が行う国指定文化財の保護のために行う修理、防災施設の設置等の事業に要する費用に充てるための寄付をしようとする場合、財務大臣個別指定による寄付金控除(所得税)・全額損金算入(法人税)が認められる。	全額損金算入(法人税)1万円以上~所得金額の25%まで(所得税)	
	低利融資 ●歴史的建造物の活用・整備事業に対して日本政策投資銀行から低利で融資を受けられる(対象に制限あり)。	政策金利融資比率30%	